

2003年度 JAF全日本リ-選手権2輪駆動部門第8戦
R T C R A L L Y I N S H I N T O K U 2 0 0 3

特別規則書(草案)
2003.10.11(SAT)~10.12(SUN)

オーガナイザー：ラリー、チーム、カンサー（R T C）
後 援：新得町、十勝圏複合事務組合、十勝観光連盟（社）帯広観光コンベンション協会、新得町観光協会、ラリー北海道支援の会、
J R 北海道新得駅、北海道新聞帯広支社、十勝毎日新聞社、
毎日新聞社帯広通信部、朝日新聞帯広通信局、読売新聞帯広通信部、
H B C 帯広放送局、S T V 帯広放送局、U H B 帯広支社、
H T B 帯広放送局、エフエムおびひろ、おびひろ市民ラジオ
以上予定

目次

	プログラム	2
1	組織	4
2	格式	4
3	概要	5
4	参加車両	5
5	参加申込	5
6	参加料	6
7	公式通知	7
8	競技番号及び大会スポンサー等のステッカー	7
9	参加者の遵守事項	7
10	レッキ	8
11	車両検査	8
12	サービスとサービスパーク	8
13	パルクフェルメ	9
14	タイヤ	10
15	スタート	10
16	ルート及び指示事項	10
17	タイムカードへの記入	10
18	コントロールの手順と機能	10
19	標準時刻	12
20	競技結果	13
21	罰則	13
22	抗議	12
23	棄権	13
24	失格	13
25	競技打ち切り、中断と成立	14
26	協議会の中止又は延期	14
27	損害の補償	14
28	章典	14
29	本規約の解釈	14
付則1	罰則	15 ~ 17
付則2	コントロールで使用される標識（サイン）	18
付則3	スペシャルステージのスタートで 使用されるカウントダウン表示装置	19

プログラム

エントリーの開始日時

ロードブックの発行日時

エントリーの締切日

レッキ受付

レッキ受付：
場所：

レッキ

日時：
公式通知にて公示されるレッキスケジュール詳細に従うこと。

第1回競技会審査委員会

場所：
日時：

参加確認

場所：
日時：

公式車両検査

場所：
日時：
公式通知にて公示される公式車検スケジュール詳細に従って
公式車検を受けなければならない。

シーリンク

場所：
日時：

レグ1のスタートリストの公示

場所：
日時：

レグ2のスタートリストの公示

場所：
日時：

参加者ブリーフィング及び開会式

場所：
日時：

ラリーフィニッシュ

場所：

再車検

場所：

暫定結果公示

場所：

表彰式

場所：

日時：

公式の掲示板

場所：

日時：

ラリーHQ（大会本部）

場所：

公 示

本競技会は、FIAの国際モータースポーツ競技規則及びそれに準拠した日本自動車連盟（JAF）の国際競技規則及び2003年日本ラリー選手権規定並びに本特別規則書に従い開催される。

1 組織

1.1 定義

競技会の名称： 全日本ラリー選手権2輪駆動部門第8戦
RTC RALLY IN SHINTOKU 2003

競技種目： ラリー：四輪自動車によるリアビリティラリー（上級）
「タイムトライアル（スペシャルステージ）を含む。」

オガナゲ - : JAF加盟クラブ ラリー、チーム、カンサ-(RTC)
〒080-0011
河東郡音更町木野大通東14丁目4-206
牧村方 TEL 0155-31-5121

JAF公認No. :

1.2 大会組織

1.2.1 大会役員

大会長	齋藤 敏雄(新得町長)
組織委員長	岡村 寛一
副組織委員長	加賀 幸恵
組織委員	香高 環

1.2.2 大会事務局

〒080-0021 帯広市西11条南34丁目15番地
トヨタビル内「RTC RALLY IN SHINTOKU 2003」大会事務局

1.2.3 大会競技役員

審査委員長	(JAF派遣)
審査委員	(JAF派遣)
審査委員	田畑 邦博(AG.MSC北海道)
競技長	国井 長助
副競技長	岡村 寛一
技術委員長	高田 孝
コース委員長	岡村 寛一
計時委員長	佐藤 邦彦
救急委員長	高橋 直樹
副救急委員長	藤原 篤志
副救急委員長	柴田 和典
事務局長	西川 雅敏
事務局次長	服部 通恵
医師団長	山口 一史

2 格 式

全日本ラリー選手権2輪駆動部門（国内格式）

3 概 要

3.1	競技会の場所	北海道上川郡新得町を起点としたルート
3.2	競技会の日程	2003年10月11日(土)～12日(日)
3.3	コースの総距離	約270km
3.4	タイムトライアルの数	10
3.5	タイムトライアルの総距離	約55km
3.6	セクションの数	3
3.7	レグの数	2
3.8	タイムトライアル区間の路面	全区間が舗装
3.9	指示速度走行区間の有無	無し
3.10	その他	リ-競技会組織に関する規定第6条に該当する競技形式に従う。

4 参加車両

4.1 参加車両の条件

- 4.1.1 2003年日本リ-選手権規定第5条に従ったFIA/JAF公認車両又はJAF登録車両であること。
- 4.1.2 正規の自動車登録番号標が交付されており、自動車検査証及び強制賠償保険証を有していること。
- 4.1.3 排気ガス(CO.HC)、排気音が規定値を満たしていること。
- 4.1.4 ヘルムは、ヘルメット(JIS乗用車用安全帽規格適合品又はそれと同等品)、シートベルトを保持装備すること。
- 4.1.5 参加車両には非常用停止標示板(三角)2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品、1.5kg以上の消火器を搭載すること。
- 4.1.6 無線装置の車両持ち込み、装備を禁止する。

4.2 クラス区分

<全日本選手権2輪駆動部門>

Aクラス 排気量1,400cc以下の2輪駆動の車両

Bクラス 排気量1,400ccを越え、2,000cc以下の2輪駆動の車両

Cクラス 排気量2,000cc以上の2輪駆動の車両

<選手権外部部門>

Aクラス 排気量2,000cc以下の車両(駆動区分を問わない。)

Bクラス 排気量2,000cc以上の車両(駆動区分を問わない。)

5 参加申込

- 5.1 RTC RALLY IN SHINTOKU 2003に参加を希望する場合は、参加申込書に正しく記入し、2003年9月1日(月)10時より9月22日(月)17時までの間に規定の参加料を添えて下記大会事務局宛に送付しなければならない。

<RTC RALLY IN SHINTOKU 2003> 大会事務局

〒080-0021 帯広市西11条南34丁目15番地 トムインタープライズ内

「RTC RALLY IN SHINTOKU 2003」大会事務局 (担当:服部)

TEL0155-48-8380 FAX0155-47-2050

E-Mail:michie8@mb.infowed.ne.jp

- 5.2 エントリーの上限は60台までとする。

オートバイは、国内競技規則4-19に従ってエントリーを拒否する場合がある。

ホガナゲ-はエントリーを受け取って8日以内に不受理となったエントリーを通知する。

5.3 参加資格

5.3.1 ドライバ-及びコ-ドライバ-は、参加締切時点において、参加車両を運転するに有効な運転免許証を取得後3年以上経過していなければならない。ただし、選手権部門以外についてはこの限りでない。

5.3.2 ドライバ-及びコ-ドライバ-はJAF発行の2003年度競技運転許可証の国内B級以上を所持していなければならない。

5.3.3 今年度開催されたリ-競技会で、重大な反則による失格宣言をされていないこと。

5.4 1台の乗員は、ドライバ-、コ-ドライバ-の2名とする。

5.5 参加申込に必要な添付書類

- ・リ-競技に有効な自動車保険(任意保険)の証券写し、又は領収証写し
- ・改造車検取得車は、改造申請許可証等の写し
- ・自動車検査証の写し

5.6 乗員及び車両の変更

5.6.1 正式参加申込後の車両交換、乗員の変更は、申込締切日までに文書により大会事務局に申告しなければならない。

5.6.2 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者からその理由を記した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はその限りでない。

5.6.3 参加部門又は参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

5.6.4 大会事務局において、参加車両と参加者の正式参加の受理を決定し、参加者に正式受理書により通知する。

5.6.5 正式参加受理後の参加料及び申込書類は返還しない。

5.6.6 参加申込書類に不備がある場合には、参加申込の正式受理を保留する。

6 参加料

6.1 競技車両 80,000円(1台につき)

サービス車両 10,000円(1台につき)

サービスクル- 10,000円(1名につき)

レック参加料 6,000円(1台につき)

6.2 参加申料振込先

北洋銀行 帯広南支店 口座番号 普通0291687

口座名義 リ-、チム、カサ-(RTC) 会長 西川 雅敏

6.3 参加料に含まれるもの

競技車両

・ロードブック 1冊

・10月11日(土)のクル-2名の宿泊

・スタートからフィニッシュまでのクル-2名の食事

・リザルトブック 1冊

サービス車両

・サービスカ-登録証 1枚

・サービスブック 1冊

サービスクル-

- ・10月11日(土)の宿泊
 - ・サービスクーパス 1枚
 - ・スタートからフィニッシュまでの食事
- レック参加料
- ・レック登録証 1枚
 - ・レック資料 1冊
 - ・参加者-2名の10月11日(土)昼食

6.4 参加料は次の場合全額返済される。

6.4.1 エントリーが受理されなかった場合

6.4.2 リーが開催されなかった場合

7 公式通知

本規則書に記載されていない競技運営に関する規則及び指示は、公式通知によって示される。公式通知はリー-HQに設置された公式掲示板に掲示される。また、状況により参加者又はクルーに直接伝達する場合もある。

8 競技番号(ゼッケン)及び大会球印(ナンバー)等のステッカー

8.1 ゼッケンはオーガナイザーが決定する。

8.2 参加車両は、オーガナイザーの定めたゼッケン、ステッカー等を所定の位置に貼付すること。貼付できない場合は、事務局に申し出て許可を得ること。ゼッケンは印刷部分が完全に露出した状態で貼付すること。

9 参加者の遵守事項

9.1 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。

9.2 一般車両及び歩行者に迷惑を及ぼさないこと。

9.3 他車に追従する場合又は対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し眩惑を生じさせないように留意すること。

9.4 明らかに追い越そうとしている車両がある場合、安全かつすみやかに進路を譲ること。

9.5 登録した乗員以外は乗車してはならない。

9.6 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリヤ屈を提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。

9.7 失格又はリヤ屈となった場合は直ちにゼッケン、リー-競技会之証及びその他の競技会関係添付物を取り除くこと。

9.8 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアルを行う場合及び競技役員の指示がある場合は必ずヘルメットを装着すること。

9.9 タイムトライアル区間及び競技役員の指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉めて走行すること。

9.10 オーガナイザーの指定した給油所以外で給油することは認められない。また、給油中はエンジンを停止するとともに、乗員は車外で待機するか、車内で待機する場合はシートベルトを外し、ドアを開けておくことが望ましい。

9.11 コース上でやむを得ず停車する場合は、後続車に対して自車の50m以上後方で、後続車が確認しやすい位置に非常用三角停止版を設置し、合図信号を行い、停止車両があることを後続車に知らせなければならない。これは当該SSでの競技が中断又は終了したことが競技役員を通じて確認できるまで継続しなければならない。また、クルーは、医療処置が必要な負傷を負っていない場合は、ロードブックに綴じられた「OK」の表示を少なくとも3台以上の後続車にはっきりと提示すること。

9.12 競技開催2か月前から新得町での本人又は関係者の練習走行を禁止する。また、練習走行の事実が発覚した場合、そのチームの参加は一切認めない。

- 9.13 チームキャプテンもしくはその代理人は、ドライバーズブリーフィングに参加しなければならない。
- 10 レッキ
- 10.1 レッキは公式通知に従って行うこと。スケジュールに定められた時間外の走行はいかなる場合も認められない。
- 10.2 レッキの詳細は、当日受付において配布されるレッキ指示書に従うこと。
- 10.3 指示された進行方向に従い走行すること。いかなる場合も逆走は禁止する。
- 10.4 レッキの間、各クルーは交通法規を遵守しなければならない。また、規則や公式通知で示されるいかなる指示にも従わなければならない。
- 10.5 タイムトライアルを予定する区間では30km/h以上での走行を禁止する。
- 10.6 レッキに「マッド & スノ」の表示のあるタイヤを使用する場合は5分以内以下のタイヤのみ許される。ただし、エンジンオイルを保護するアンダーガードを装着していない車両についてはその限りでない。
- 11 車両検査
- 11.1 全ての競技車両は、本規則及び公式通知に定められた予定時刻に従って車両検査を受けなければならない。
- 11.2 全ての過給器付き車両は、本規則及び公式通知に定められた予定時刻に従ってターボシーリングを受けなければならない。
- 11.3 JAF公認登録番号標付車両検査チェックリストに必要事項を記入して、車両検査時に提出しなければならない。
- 11.4 競技会審査委員会は、規則に不適合な箇所が発見された車両に対し、規則に合致させるための限られた修復時間を与えることができる。
- 11.5 オガナゲは、競技会期間中、任意に車両の追加検査または追加確認を行うことができる。参加者は競技期間中常に各自の車両の適合性について責任を持たなければならない。
- 11.6 各クルーは、競技の最終コントロール通過後ただちに車両をパルクフェルメに進入させ、下記の事項について確認を受けなければならない。
 (1)出走前に車両検査を受けた車両と同一であること。
 (2)罰則の対象となる要因の有無
 (3)マーキング、封印等を実施した場合、それが保持されているかどうか。
- 11.7 競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容により必要とされる場合、オガナゲは分解を伴う再車検を行うことができる。この際、必要な人員、部品工具等の費用は参加者の負担とする。
- 12 サービスとサービスパーク
- 12.1 競技中は、競技車両のサービスはオガナゲが設定したサービスパークでのみ行うことができる。ただし、外部からの援助を受けることなく、クルー自らが車載の工具のみを使用して作業を行う場合はこの限りでない。
 (コントロールエリア及びパルクフェルメは除く)
- 12.2 整備作業を行うことのできる者は、当該車両のクルー及び登録されたサービスクルーのみとする。
- 12.3 本規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は競技会技術委員長の許可を必要とする。
- 12.4 整備作業の実施にあたっては、他の通行及び作業員の安全確保に十分留意して行うこと。
- 12.5 整備実施作業後は、競技会技術委員の確認を受けなければならない。

- 12.6 サービスエリアには、競技車両の他、登録されたサービス車両のみが入場できる。
- 12.7 競技車両1台につき2台のサービス車両を使用することができる。この車両は参加申込時に登録され、サービス車両であることを示すサービス登録証を表示していなければならない。
- 12.8 サービスエリア内においては、いかなる車両も30km/hを越えて走行してはならない。
- 12.9 サービスエリアでの車両整備の範囲は下記の通りとする。
(1)タイヤの交換
(2)テップ類のバルブの交換
(3)点火プラグの交換
(4)Vベルトの交換
(5)上記以外に作業員の安全を十分確保することを条件に、競技会技術委員長が許可した項目
- 13 バルクフェルメ
- 13.1 下記がバルクフェルメ規制の対象となり、いかなる整備、修理、燃料補給も禁止される。
(1)コントロールエリアに進入した瞬間から退出するまでの間
(2)レグ終了後、車両保管場所に進入した瞬間から退出するまでの間
(3)リール終了地点に到着した瞬間から競技会審査委員会が車両保管の解除を認めるまでの間
(4)スターティングエリアまたはリールピニングエリアに進入した瞬間から退出するまでの間
- 13.2 バルクフェルメを監視する競技役員以外はバルクフェルメに立ち入ることは認められない。ただし、やむを得ない理由があると競技会役員が認め、同役員の監視下にあることを条件に立ち入りが認められる場合がある。
- 13.3 スタートエリア、リールピニングエリアおよびレグ終了後の車両保管場所については、クルーは自車のスタート予定時刻の10分前にバルクフェルメに立ち入ることができる。また、リールピニングの時間が15分以内の場合、クルーはリールピニングエリアに留まることができる。
- 13.4 バルクフェルメへの搬入・搬出およびバルクフェルメ内での移動のために車両を押すことができるのは、担当競技役員および当該クルーのみとする。バルクフェルメ内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該競技車両にそのバッテリーを搭載してはならない。
- 13.5 競技車両の破損が著しく、競技会技術委員長が道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあると判断した場合、クルーは競技会技術委員長またはその代理指名を受けた競技役員の立会いのもと、指示された部品についてのみ修理を行わなければならない。
- 13.6 上記13.5のため予定時刻通りバルクフェルメを退出できない場合はコントロールへの遅着とみなされ、当該クルーはタイムペナルティを課せられたうえで新たなスタート時刻が与えられる。
- 13.7 例外的な処置として、競技会技術委員長はまたはその代理指名を受けた競技役員の許可および立会いのもとで、クルーはスターティングエリア、リールピニングエリアまたはレグ終了後の車両保管場所に停車している間にフロントウインドウおよびリアウインドウを交換することが認められる。この場合は外部の援助を受けることも可とする。
- 13.8 上記13.7の作業を行うにあたり、車体またはロールオーバーの修復が必要となり、外部の援助を受けてその修復作業を行った場合はタイムペナルティが課せられる。
- 13.9 上記13.7および13.8の修理は自車のスタート時刻前に完了されていなければならない。これを過ぎた場合は13.6項が適用される。

- 13.1.0 クル-は競技車両をパルクフェルメに停車させた後、速やかにエンジンを停止してパルクフェルメから退出しなければならない。クル-およびチーム関係者がパルクフェルメに再入場することは許されない。
- 14 タイヤ
 - 14.1 スパイクタイヤの使用は禁止する。
 - 14.2 タイヤ交換はサービスパーク以外で行ってはならない。ただし、クル-自らが車載の工具類のみを使用して車載のスパイクタイヤと交換する場合はこの限りでない。
(コントロールエリアとパルクフェルメを除く)
 - 14.3 競技中に使用できるタイヤ本数を6本迄(車両に積載するスパイクタイヤは2本迄)とする。
 - 14.4 競技中、タイヤマキング およびタイヤマキング のチェックを行う。タイヤマキング を受けた場合、参加者は常に各自のマキング を当初通り保持する責任を有する。マキング を受けたタイヤを他の車両が使用することは許されない。
- 15 スタート
 - 15.1 各競技車両のスタートは、原則として1分間隔で1台ずつスタートする。
 - 15.2 レグ 1をスタートする車両は10月11日(土)15時30分までにスターティング エリアに車両保管しなければならない。スターティング エリアはパルクフェルメの規定が適用される。
 - 15.3 クル-側の原因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合、その遅れが15分以内であれば、クル-は実際のスタート時刻の記入を受けてスタートすることが認められる。
- 16 ルート及び指示事項
 - 16.1 ルートはオガナザ-が試走車によって試走し定め、ロードブックに記載する。また、ロードブックはリ-HQにおいて交付する。
 - 16.2 オガナザ-は競技会審査委員会の承認のもと、天候、道路状況、その他の事情により予告なくルートおよび指示事項を変更することがある。
- 17 タイムカードへの記入
 - 17.1 リ-のスタートにおいて、各ロードセクションごとに定められた目標所要時間が記入されたタイムカードをクル-に支給する。タイムカードの提出および記入内容の確認は各クル-の責任において行うこと。
 - 17.2 タイムカードは常に提出できるようにしておき、コントロールではクル-自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
 - 17.3 タイムカードに記入された時刻に対する抗議は、当該競技役員に直ちに行うこと。またその判定と指示に従わなければならない。
- 18 コントロールの手順と機能
 - 18.1 すべてのコントロールは以下の方法で示される。
 - 18.1.1 コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識により示される。予告標識から約25m先に設置される実際のコントロールの位置は、予告標識と同一の図柄で赤色地の標識により示される。さらに約25m先に設置されるペ-ジユ地に黒の斜線が3本入った終了標識によりコントロールエリアの終了が示される。
 - 18.1.2 コントロールエリアはパルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行ってはならない。また、いかなる援助も受けてはならない。
 - 18.1.3 競技車両は、タイムカードへの記入等に必要な時間を超えてコントロールエリアに留まってはならない。
 - 18.1.4 チェックインはクル-の責任で行われなくてはならない。
 - 18.1.5 すべてのコントロールは、最初の競技車両の通過予定時刻の15分前から最終競技車両の通過予定時刻の15分後まで開設される。
 - 18.1.6 クル-はコントロールの責任者の指示に従わなければならない。

- 18.2 すべてのコントロールは本規則付則2に示す標識を使用する。
- 18.2.1 タイムコントロール：黄色地のAの標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。そのコントロールの実際の位置は赤色地のAの標識で示される。コントロールエリアの終了はペーシユ色地のBの標識で示される(終了標識)。
- 18.2.2 スパシヤルステージ：スタート地点は、赤色地のCの標識で示される。フィニッシュ地点の予告は黄色地のDの標識で示される。計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地のDの標識で示される。さらにその先(100～300m)に設置された計時記録記入地点(ストップポイント)は、赤色地に“STOP”と表示された停止標識で示される。さらに、エリアの終了はペーシユ色地のBの標識で示される。
- 18.3 タイムコントロールにおけるチェックインの手順
- 18.3.1 チェックインの手順は、競技車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した時点から始まる。
- 18.3.2 コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールを示す標識までの間は、いかなる理由でも停車したり異常な低速で走行してはならない。
- 18.3.3 実際の計時とタイムカードへの記入は、競技車両とその2名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、設置された記入場所に到着した時にのみ行われる。
- 18.3.4 コドライバーは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるため、ドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を送ってもよい。
- 18.3.5 タイムカードへのチェックインの時刻の記入は、クルーからタイムカードの提出を受けた担当競技役員によって行われる。その際、記入される時刻は実際にクルーから担当競技役員に手渡された瞬間の時刻とする。
- 18.3.6 目標チェックイン時刻とは、ロードセクションを走行するために指定された目標所要時間を当該区間をスタートした時刻に加えたもので、分単位まで表示される。
- 18.3.7 競技車両が目標チェックイン時刻と同じ分、またはその前にコントロールエリアに進入しても早着のペナルティは受けない。
- 18.3.8 目標チェックイン時刻と同じ分の間にタイムカードを手渡した場合、遅着のペナルティは受けない。「例：目標チェックイン時刻が15時28分の場合、チェックインが15時28分00秒から15時28分59秒の間に行われれば目標時刻に到着したものとみなされる。」
- 18.4 コントロールのスタート時刻
- 18.4.1 次のロードセクションがスパシヤルステージを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻がそのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。
- 18.4.2 次にスパシヤルステージのスタートを伴う場合、以下の各項が適用される。
- 18.4.3 当該タイムコントロールとスパシヤルステージのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに含まれるものとし、標識は下記の通り示す。
- ・黄色地のタイムコントロール予告標識
 - ・約25m先に赤色地のタイムコントロール標識
 - ・タイムコントロール標識から約50m～200m先に赤色地に閉じた旗のスパシヤルステージスタート標識
 - ・スタートから約25m先にペーシユ地に黒の斜線が3本入ったコントロールエリアの終

了標識

- 18.4.4 当該タイムコントロールにおいては、チェック時刻に加えて、続くスプリントステージのスタート予定時刻も同時に記入される。このスタート予定時刻はチェック時刻の3分後とする。
- 18.4.5 競技車両は速やかにスプリントステージのスタートコントロールに移動し、スタートの競技役員によってタイムカードに記入された実際のスタート時刻に従ってスタートする。
- 18.4.6 スプリントステージフィニッシュ後、競技車両はストップポイントにてフィニッシュライン通過時刻と続くロードセクションのスタート時刻の記入を受ける。ロードセクションのスタート時刻はスプリントステージのフィニッシュライン通過時刻の次分とする。

18.5 リアルピニングのコントロール

- 18.5.1 リアルピニングエリアの設置目的は、遅着やリヤによって生じた競技車両の時間間隔を詰めることにある。そのため、停車しなければならない時間は競技車両ごとに異なる場合がある。
- 18.5.2 リアルピニングのコントロールに到着したならば、クルーは担当競技役員にタイムカードを提出し、スタート時刻の指示を受ける。その後、速やかに車両をバルクフェル以内に入らせ指示された場所に停車させ、直ちにエンジンを停止すること。
- 18.5.3 リアルピニングエリア内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該車両にそのバッテリーを搭載してはならない。

18.6 スプリントステージ

- 18.6.1 スプリントステージ区間の計時は1/10秒まで計測し、成績に反映する。
- 18.6.2 クルーがスプリントステージを逆走することを禁止する。
- 18.6.3 スプリントステージのスタートはスタンディングスタートとする。競技車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図に従ってスタートすること。合図が出されてから20秒以内にスタートできない場合は失格とし、安全な場所に速やかに移動させられる。
- 18.6.4 スタートの合図は30秒・15秒・10秒・5秒・4秒・3秒・2秒・1秒の順にカウントダウンする。これを電気式のカウントダウン表示装置(灯火信号付き)により行う場合がある。その場合は、本規則付則3に従うこと。また、この装置に連動させたフライング検知装置を使用する場合がある。
- 18.6.5 指示されたスタート時刻までにクルーの準備が間に合わず自己のスタートが遅れた場合は、タイムペナルティが課せられたうえで、担当競技役員によって新たなスタート時刻が与えられる。
- 18.6.6 各スプリントステージには、オメガタイマーによりあらかじめ基準所要時間が設定され通知される。
- 18.6.7 スプリントステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。フライングフィニッシュからストップポイントまでの間は停車を禁止する。
- 18.6.8 ストップポイントにてタイムカードにフィニッシュライン通過時刻(時・分・秒・1/10秒)の記入を受けること。

19 標準時刻

- 19.1 計時はすべてオメガタイマーの所持する時計により行う。

- 19.2 リ-全体を通じて使用する公式基準時刻はNTT(電話117)の時報による日本標準時刻とする。
- 20 競技結果
- 20.1 競技結果はス^ポツ^ルシ^ャル^ステ^ージ[」]で記録された所要時間とロ^ドセ^クシ^ョン[」]その他で課されたペ^ナル[」]タイムを合計して決定される。
- 20.2 複数のクル-の最終成績が同じである場合、最初のス^ポツ^ルシ^ャル^ステ^ージ[」]でより少ない所要時間を記録したクル-が上位となる。これで順位が決定できない場合は2番目以降のス^ポツ^ルシ^ャル^ステ^ージ[」]を順次比較して順位を決定する。
- 20.3 レ^ーグ[」]の最終TCへの早着は減点の対象としない。
- 21 罰 則
本競技会には、本規則付則1の表による罰則が適用される。
- 22 抗 議
- 22.1 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、これに対し抗議することができる。ただし、自分の参加拒否ならびに競技会審査委員会の判定に対する抗議はできない。
- 22.2 抗議はその理由を具体的に記述し、1件につき50,900円の抗議料を添え、文書により競技長に提出すること。
- 22.3 抗議料はその抗議が成立した場合にのみ返還される。
- 22.4 抗議が車両の分解・再組立におよぶものである場合、その申立者は別途保証金を支払わなくてはならない。
- 22.5 作業及び車両の運搬に係わる費用は、抗議が認められない場合は抗議申立者が、また認められた場合は当該抗議の対象者がそれぞれ支払うものとする。
- 22.6 抗議が認められなかった場合で、抗議に係わる費用(車検・運搬等)が保証金の額を上回った場合、その差額は抗議申立者が支払うものとする。また、逆に費用の額が下回った場合、その差額は抗議申立者に返金されるものとする。
- 23 棄 権
参加者が競技途中で棄権する場合は、最寄りの競技役員にリ^フヤ[」]届により申告しなければならない。提出が不可能な場合は、電話その他の手段をもって競技役員もしくは大会事務局に連絡すること。
- 24 失 格
オ^ーガ[」]ナ^イザ^ーは、参加者が次項に該当する行為をなした場合には失格を宣言する。
- 24.1 対人あるいは対物事故をおこしたとき。
- 24.2 道路交通法に違反したとき。
- 24.3 リ^フヤ[」]の申告をせず競技から離脱したとき。
- 24.4 走行マ[」]及び競技者としての態度や品行が良くないとき。
- 24.5 タイ^ムカ[」]ド[」]を改ざんしたとき。
- 24.6 車両規則違反が発見されたとき。
- 24.7 競技車両またはその構成品に施されたマ[」]キ[」]グ[」]や封印に手が加えられたとき、あるいは失われているとき。
- 24.8 参加者または関係者間で不正行為があったとき。
- 24.9 その他、競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
- 24.10 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。
- 25 競技打ち切り、中断と成立

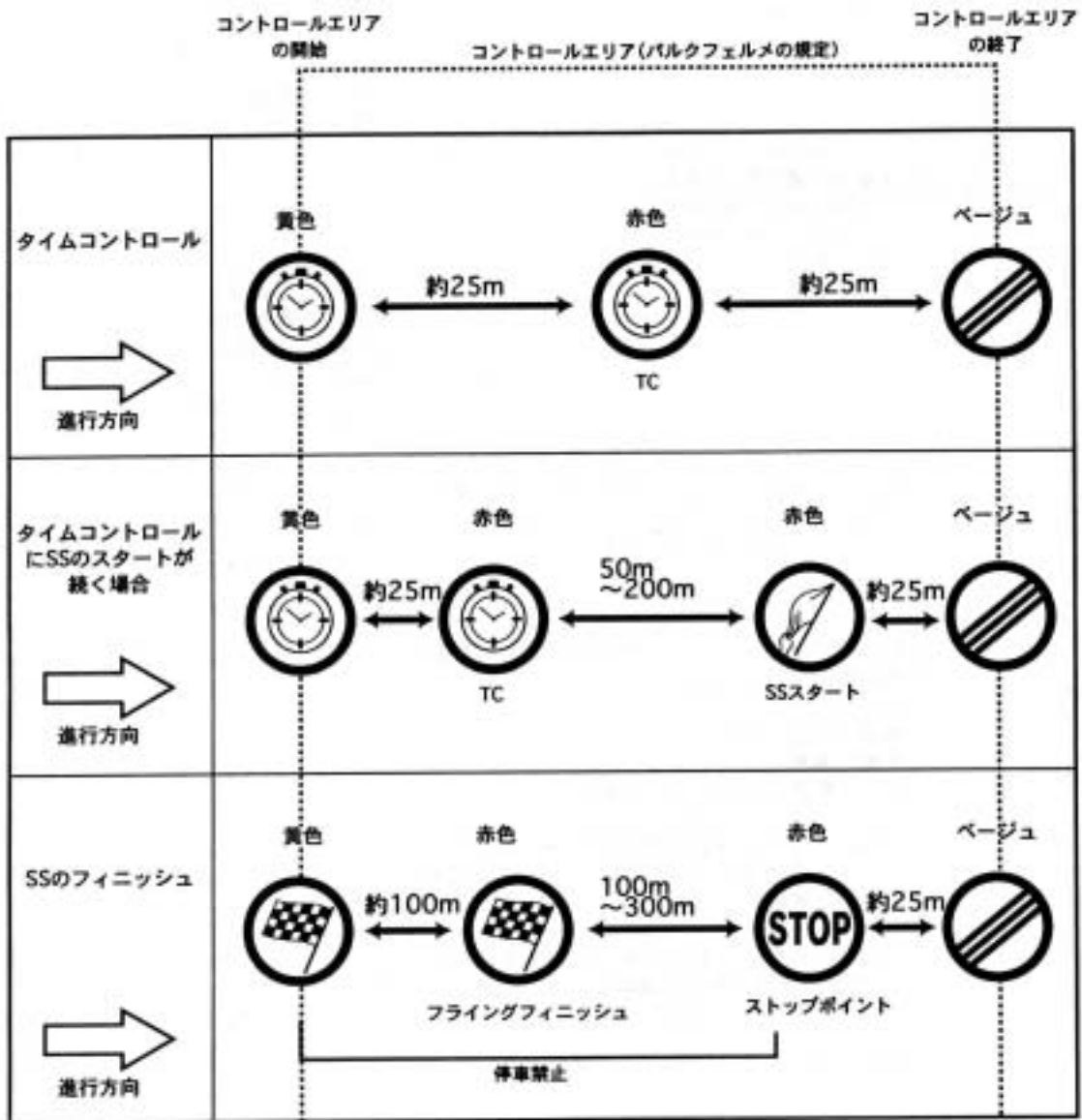
- 25.1 競技の進行が全ての参加車両に対して、不可能または著しい障害になったとき、または他に及ぼす影響等で競技の続行ができなくなったとき、競技会審査委員会の承認のうえ、競技長の判断によって打ち切り及び特定区間中断がなされる。その場合は、競技役員により公式通知で通知される。
- 25.2 競技が打ち切りになった場合の成績は、競技打ち切り時点での成績とする。
- 26 競技会の中止または延期
保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定により競技会の開催を中止、延期、またはコースの短縮を行うことがある。また、中止、再競技の場合の日時は公式通知により通知する。この場合参加料は返還する。
- 27 損害の補償
参加者は、車両および付属品が破損した場合、その責任は参加者各自が負わなければならない。また、参加者は、JAF及びオガナイザ-並びに大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを承知していなければならない。即ち、大会役員はその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、参加者の負傷、死亡、その他車両の損害事故に対しては一切の補償責任を負わない。
- 28 賞 典
<全日本選手権2輪駆動部門>
Aクラス 1～3位 JAF楯 副賞 4～6位 副賞
Bクラス 1～3位 JAF楯 副賞 4～6位 副賞
Cクラス 1～3位 JAF楯 副賞 4～6位 副賞
<選手権外参加部門>
Aクラス 1～3位 オガナイザ-トフイ 副賞 4～6位 副賞
Bクラス 1～3位 オガナイザ-トフイ 副賞 4～6位 副賞
ただし、各クラスとも参加台数の30%までとする。
- 29 本規則の解釈
本規則及び競技に関する諸規則の解釈について疑義が生じた場合、競技会審査委員会の決定をもって最終とする。

付則 1 罰則

分 類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
競技全般	クルーのうち 1 名が競技から離脱した場合	失格	
	タイムカードに時刻が記入されていない場合		
	競技中にクルー以外の第三者を競技車両に乗せた場合（負傷者を搬送する場合を除く。）	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される場合がある。	
	定められたラリー行程から逸脱した場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く。）		
	サービスパーク内で 30 km/h を越えて走行した場合		
	サービスパーク以外で車両を牽引または運搬した場合、あるいはクルー以外の第三者が競技車両を押して移動させた場合（安全に係わることで真にやむを得ない場合を除く。）		
	タイヤの本数または使用制限に関する違反もしくはタイヤ交換に関する違反があった場合		
車両検査	定められた予定時刻に従って車両検査を受けなかった場合（競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を除く。）	スタートが認められない。	
	クルーが特別規則書に定められた必要書類を持参しなかったことにより車両検査委員が当該車両の適格性について確認できなかった場合	競技会審査委員会の裁定によりスタートの拒否を上限とする罰則が適用される場合がある。	
	競技車両またはその構成品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりした場合	失格	
コントロール	指示された順序に従い、かつ競技ルートの方角に沿ってチェックインしなかった場合	失格	
	コントロール責任者の指示に従わなかった場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される場合がある。	
	クルー側に起因する要因でスタートまたは再スタート地点への到着が目標スタート時刻に遅れた場合	タイムペナルティ ただし、15分を越える遅着はスタートを認めない。	1分につき10秒 (分未満切上げ)
	目標チェックイン時刻への15分以内の遅着	タイムペナルティ	
	目標チェックイン時刻への早着	タイムペナルティ	1分につき1分 (分未満切上げ)

分 類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
コントロール	コントロールの手順に従わない場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される場合がある。	
	競技車両が目標チェックイン時刻の1分前より早くコントロールエリアに進入した場合		
	各タイムコントロールの目標チェックイン時刻に15分を越えて遅着した場合	失格 (ただし、競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準時間を延長することができる。これらの失格は、セクションまたはレグの終了地点で発表する。)	
	各セクションもしくは各レグのいずれかの終了地点において遅着時間が合計30分を越えた場合、または競技会全体を通じて遅着時間が合計60分を越えた場合(これらの時間はペナルティタイムではなく実際の遅着時間を合計して算出する。いかなる場合も遅着時間と早着時間との差引きは行われず、それぞれが独立してタイムペナルティの対象となる。従って遅着時間の合計に早着時間は含まれない。)		
スペシャルステージ	指定されたスタート時刻までにクルー側の準備が間に合わずスタートが遅れた場合	タイムペナルティ	1分につき1分 (分未満切上げ)
	クルーの過失によりスタート時刻の記入ができなかった場合	失格	
	スタートの合図が出されてから20秒以内にスタートできなかった場合		
	スペシャルステージを逆走した場合		
	フィニッシュにおいて予告標識からSTOP標識までの間で停車した場合		
	オーガナイザーが定めた基準所要時間から15分を越えてフィニッシュした場合(超過時間の算出は分単位(分未満切上げ)とする。)		
	反則スタート(スタート合図より早く車両が前進した場合)	3回までの違反 タイムペナルティが課せられる。 4回目以降の違反 競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される。	最初の違反: 10秒 2回目 : 1分 3回目 : 3分 (ただし、競技会審査委員会が必要と判断した場合にはさらに重いペナルティが課せられる場合がある。)

分 類	対象となる参加者の行為	適用される罰則	タイムペナルティの詳細
スペシャルステージ	指示されたスタート時刻、または指示されたスタート位置に従わなかった場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される場合がある。 (ただし、右記のペナルティを下限とする。)	10分
	クルーの過失によりストップポイントにおいてフィニッシュ時刻の記入ができなかった場合	タイムペナルティ	5分
	スペシャルステージにおいて何らかの援助を受けた場合	競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が適用される場合がある。 (この決定は、セクションまたはレグの終了地点で通告される。)	
	スペシャルステージ上での停車時に、負傷者がいないにも係わらずロードブックの「OK」ページを後続車に提示しなかった場合	競技会審査委員会の裁定により罰則(場合によってはその他の罰則)が課せられることがある。	
パルクフェルメ	パルクフェルメにおいて整備・修理・燃料補給等の作業を行った場合	失格	
	破損車両を公道走行可能な状態に戻すための作業を実施したことにより予定通りパルクフェルメを退出できなかった場合	タイムペナルティ	1分につき1分 (分未満切上げ)
	特例としてウインドウ交換を実施するにあたり外部の援助を受けて車体またはロールバーの修復作業を行った場合	タイムペナルティ	作業時間1分につき1分 (分未満切上げ)
	スターティングエリアへの車両保管時刻に遅れた場合	タイムペナルティ	1分につき1分 (分未満切上げ)



スタート45秒前。5個の赤ランプ点灯。



スタート30秒前。4個の赤ランプ点灯。



スタート15秒前。3個の赤ランプ点灯。



スタート10秒前。2個の赤ランプ点灯。



スタート5秒前。1個の赤ランプ点灯。



スタート4秒前。2個の赤ランプ点灯。



スタート3秒前。3個の赤ランプ点灯。



スタート2秒前。4個の赤ランプ点灯。



スタート1秒前。5個の赤ランプ点灯。



スタート。全ての赤ランプ消灯。2個の緑ランプ点灯。(スタートより20秒間点灯)

